

山口県報

平成26年
12月12日
(金曜日)

目次

- 告示
保安林の指定（森林整備課）……………一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………二
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）……………三
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（四件）（商政課）……………三
- 選挙告示
不在者投票のできる病院の指定……………四
- 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………四
- 公安委告示
技能検定員審査の実施……………五
- 教習指導員審査の実施……………八



山口県告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字高山字紺屋浴一七、字竹の内二三、字楠ヶ浴二四、字平松浴二五

から二八まで、字平松台三〇、字堤の口三五、六一、字小休場三七、四一、五六、字狐原四〇、四四から四六まで、字本浴四五の一、四八、字茄ヶ浴五四、字滝ヶ浴五六、六八、字大平七〇、七一、八〇、八五、九三、字下田七四、字平野浴九四、九七、一〇二、一〇三、字隠畑一〇六、字草場浴一〇九から一一一まで、一一三、字桑木迫一一五から一一八まで

山口市阿東嘉年下字室田八八〇から八八二まで、八八四、字小麦ヶ迫口八八六の一、字駒ヶ迫八八七から八八九まで、八九二、八九四、八九六、字小麦ヶ迫八九三、字油免九四〇、字油免中倉九四一から九四七まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字高山字楠ヶ浴二四・字平松浴二七・字大平七一・字下田七四・字平野浴九四・一〇三・字隠畑一〇六・字桑木迫一一八（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

山口市阿東嘉年下字室田八八〇から八八二まで・字油免中倉九四一から九四三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字東長野字湯口ヶ迫一〇三の一、字辻堂二四八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

当該意見は、平成二十六年十二月十二日から平成二十七年一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク南岩国店

所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 丸久由宇店

所在地 岩国市由宇町堀田五五五一の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 丸久西岩国店

所在地 岩国市錦見五丁目一七番一三三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四一四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十六年七月十八日山口県公告(二三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年十二月十二日から平成二十七年一月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びアルク柳井中央店

所在地 柳井市古開作六六四の一七

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県選挙管理委員会告示第百二十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

宇部興産中央病院 宇部市大字西岐波七五〇 平成二六、一一、二二

山口県選挙管理委員会告示第百三十号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

「宇部興産株式会社中央病 院 大字西岐波七五〇 削る。」



山口県公安委員会告示第五十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十六年十二月十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十七年一月十三日（火曜日）及び同月十四日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成二十六年十二月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
 - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す

を

七 審査手数料

二万三千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百五十円
備考 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

- 一 審査の種類
技能検定員審査（普通）

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千四百円
三 教則の内容となっている事項	千八百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千八百五十円

二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十七年一月十四日(水曜日)及び同月十五日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十六年十二月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
 (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること)。
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 一万九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

五 技能検定の実施に関する知識	二千円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千九百五十円

備考
 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとする。

八 その他
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類
 技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十七年一月十六日(金曜日)及び同月十九日(月曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十六年十二月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類
 (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること)。
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 一万四千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百五十円

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千八百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千五百円

（普通二種）
 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十七年一月十六日（金曜日）及び同月十九日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十六年十二月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
 五 提出書類
 (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
 (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
 七 審査手数料
 二万八千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万八千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令につ
ての知識

二千七百円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定
員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除さ
れる者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三
一 二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第五十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の
運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり
実施する。

平成二十六年十二月十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査（大型）及び教習指導員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十七年一月十九日（月曜日）及び同月二十日（火曜日）の午前九時
から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十六年十二月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）までの午前八時三
十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員
会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車
を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す
ること。

七 審査手数料

一万五千元（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される
者であるときは、それぞれ一万五千元から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当
する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印を
しないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百五十円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二
に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四
及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を
減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三
一 二九〇〇）にすること。

- 一 審査の種類
 教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十七年一月二十日(火曜日)及び同月二十一日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十六年十二月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円

三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百五十円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十七年一月二十二日(木曜日)及び同月二十三日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十六年十二月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
九千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

- 備考
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。
- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三三―二九〇〇)にすること。

審査細目	減ずる額
一 審査の種類 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)	
二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十七年一月二十二日(木曜日)及び同月二十三日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十六年十二月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	
六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料 一万二千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	四千四百五十円

二 技能教習に必要な教習の技能	千九百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百円
備考 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成二十六年十二月十二日印刷
發行

發行人所

山口県知事庁